

日本胃癌学会認定施設申請について

2026/4/9更新

施設認定についてのご案内

1, 申請概略

- 各施設で、申請責任者（胃癌学会会員であること）を決める。
- 申請責任者は、胃癌学会ホームページより、電子申請を行う。
- 申請責任者は、電子申請画面より振込用紙を印刷し、審査料2万円を振り込む。
- 申請責任者は、施設 A または施設 B の基準に沿って、施設基準を証明する書類と診療業績を準備する。
- これらの証明書類と診療業績について、施設責任者（病院長等）の承認をもらう。

<施設基準を証明する書類について>

- 専門医資格・技術認定医資格（認定資格 A を申請する場合）は認定証の PDF を添付する。
- 学会参加・学会発表・論文については証拠となる書類の PDF を添付する。
- 施設責任者の承認として、署名・公印のある承認書の PDF を添付する。

<診療業績について>

- 3年間に実施した外科切除件数、内視鏡切除件数、化学療法実施患者数を入力する。
- 外科切除件数については、NCD 登録件数を用いる。
- 内視鏡切除件数については、施設より登録した「全国がん登録」登録件数を用いる。（院内がん登録でも可）
- 化学療法件数については、施設より登録した「全国がん登録」登録件数を用いる。（院内がん登録でも可）
- 診療業績（外科手術・内視鏡切除・化学療法）の中から、申請に必要な症例数については、簡単な治療内容を入力する。

2. 申請条件

◆認定資格 A 申請の場合

- A) 本会会員が合計 4 名以上常勤していること
- B) 日本消化器内視鏡学会の消化器内視鏡専門医が 2 名以上常勤していること
- C) 日本消化器外科学会の消化器外科専門医が 2 名以上常勤していること
- D) 日本内視鏡外科学会の技術認定取得者（消化器・一般外科領域）が 1 名以上常勤していること
- E) 日本臨床腫瘍学会の薬物療法専門医が 1 名以上常勤していること
- F) 日本病理学会の病理専門医および日本臨床細胞学会の細胞診専門医が 1 名以上常勤していること(兼任可)
- G) 最近 3 年間に、常勤医師の本学会総会への参加実績が合計で 6 回以上あること
- H) 最近 3 年間に、常勤医師の本学会総会での発表（筆頭に限定）あるいは教育セミナーの受講が 6 件以上あること（教育セミナーの受講証は 3 枚まで使用可能）
- I) 最近 3 年間に、常勤医師の胃癌に関する自施設の英語原著論文が 1 件以上あること（共著可、PubMed 掲載に限る）
- J) 胃癌に対する外科的胃切除術が、最近 3 年間に 60 例以上行われていること
- K) 胃癌に対する内視鏡切除術が、最近 3 年間に 60 例以上行われていること
- L) 胃癌に対する化学療法が、最近 3 年間に 60 例以上行われていること
- M) 術中迅速病理診断および迅速細胞診が可能であること
- N) 剖検ができる体制が整っていること

◆認定資格 B 申請の場合

- A) 本会会員が合計 2 名以上常勤していること
- B) 日本消化器内視鏡学会の消化器内視鏡専門医が 1 名以上常勤していること
- C) 日本消化器外科学会の消化器外科専門医が 1 名以上常勤していること
- D) 病理専門医が常勤で専従していることが望ましいが、非常勤の病理専門医あるいは保険医療機関間の連携による病理診断が、術中迅速診断を含めて適切に実施できること
- E) 最近 3 年間に、常勤医師の本学会総会への参加実績が合計で 1 回以上あること
- F) 最近 3 年間に、常勤医師の本学会総会での発表（筆頭に限る）あるいは教育セミナーの受講が 1 件以上行われていること
- G) 胃癌に対する外科的切除術が、最近 3 年間に 30 例以上行われていること
- H) 胃癌に対する内視鏡切除術が、最近 3 年間に 30 例以上行われていること
- I) 胃癌に対する化学療法が、最近 3 年間に 30 例以上行われていること
- J) 外来化学療法加算が取れていること

◆認定施設 A、認定施設 B 共通項目

- A) 緊急手術および緊急内視鏡が実施可能な体制を整えていること
- B) 倫理委員会が設置されていること
- C) 合同カンファレンスが定期的に行われ、かつ、その記録が整備されていること
- D) NCD 胃癌登録を行っていること、もしくは、認定施設取得後から更新時までの期間に NCD 胃癌登録を行うこと。

施設認定を更新する場合は、NCD 胃癌登録を行っていることは必須となる。（当面の間、従来の後ろ向き登録が対象となります。）

※施設認定期間中であっても 2 年連続して NCD 胃癌登録の報告を怠った場合は施設認定を取り消すことがある。

◆更新について

認定施設AからBへ申請および認定施設BからAに申請する場合には、「新規申請」扱いとなる。

認定施設BからAに区分変更申請する場合には、新規申請扱いとなるため認定期間中でも申請が可能であるが、同一区分（AからA、BからB）への申請は更新扱いとなるため、認定期間中の更新は不可とする。（認定期間最終年度に更新となる）

◆申請内容の虚偽について

申請内容については各地域で選抜された認定制度部会員にて、厳正にチェックを行い、必要と判断した場合は施設を訪問して確認することがある。申請内容に誤りがあった場合、悪質と判断された場合にはペナルティを科すことがある。

（例）認定施設の取消し、3年間の申請資格の停止など

◆申請責任者について

異動などによって申請責任者が変更となる場合は、必ず認定施設申請事務局までE-mail（jgca-nintei@kwcs.jp）にて連絡をすること。

<連絡内容>

- ・新しい責任者氏名
- ・フリカナ
- ・E-mail（hotmailやaolメールアドレスなどのWEBメールを使用されますと、その後の事務局からのご案内が届かない事象が発生しております。可能な限り、異なるメールアドレスをご利用ください。）

①日本胃癌学会認定施設申請の流れ

1. 申請システムへ申請責任者の胃癌学会会員番号、パスワードにてログインしてください。



2. 「新規申請」「更新申請」「更新申請（申請区分変更あり）」のいずれかを選択してください。
※「更新申請」を選択した場合は、認定証に記載されている「認定番号」と「施設名」を入力してください。
入力情報が正しければ、申請ページへ進みます。（登録されている施設情報が表示されます。）
※認定施設AからBへ申請および認定施設BからAに申請する場合には、新規申請扱いとなります。
「更新申請（申請区分変更あり）」を選択してください。



3. 認定施設A・Bを選択してください。



4. 申請項目の入力、必要書類のアップロードを行ってください。（※P9-10ページ参照ください。）



5. 入力終了後、確認画面にて入力内容に間違いがないことを確認の上、「施設長署名書類」をダウンロードしてください。
施設長の署名・押印、申請責任者の署名・押印した書類をアップロードしてください。

※署名部分だけでなく申請内容全ページをアップロードしてください。

（次ページへ続く）

6. 登録メールアドレスに自動返信メールが届いたら、受付完了となります。



7. マイページより請求書をダウンロードいただき、指定口座に申請料（20,000円）を振込してください。※支払期限8月末日
※振込名は申請施設名でお願いいたします。

※期限までの支払いが必要となります。施設によっては支払いまで日数を要する場合があります。申請は余裕をもって行ってください。



8. 振込いただきましたら、振込を証明できる書類をシステムにアップロードしてください。



9. 9月1日以降、事務局にて入金の確認をいたします。入金が出来ましたら申請は完了です。



10. 事務局で入金確認が出来ましたら、マイページより領収書を発行いただけますので、必要に応じてご自身で発行してください。

※発行期限：10月1日～11月末日

※マイページへログインは申請時に使用したIDでのログインが必要です。

②申請完了後の流れ

1. 日本胃癌学会施設認定部会にて申請内容の審査（チェック）を行います。



2. 審査終了後、審査結果を通知いたします。（申請年翌年1月中、日本胃癌学会ホームページ上）



3. 認定された施設はマイページより認定料請求書をダウンロードいただき、指定口座に認定料（20,000円）を振込してください。
※支払期限2月末。（振込名は申請施設名をお願いいたします。）

振込いただきましたら、振込を証明できる書類をシステムにアップロードしてください。



3月1日以降、事務局にて入金の確認をいたします。事務局で入金確認が出来ましたら、マイページより領収書を発行いただけますので、必要に応じてご自身で発行してください。

※発行期限：3月10日～3月末日

※マイページへログインは申請時に使用したIDでのログインが必要です。



4. 入金を確認できましたら、正式に認定施設に認定となりますので（申請年翌年4月1日から3年間）事務局より認定証を郵送いたします。

③必要書類一覧

申請には下記書類のPDFデータが必要です。※ファイル名はそれぞれ各項目名（内視鏡学会専門医証、第●回参加証 など）としてください。

【1. 専門医証】

- 日本消化器内視鏡学会専門医証（認定施設A：2名分、認定施設B：1名分）
- 日本消化器外科学会専門医証（認定施設A：2名分、認定施設B：1名分）
- 日本内視鏡学会技術認定証（認定施設A：1名分、認定施設B：不要）
- 日本臨床腫瘍学会薬物療法専門医証（認定施設A：1名分、認定施設B：不要）
- 日本病理学会専門医証（認定施設A：1名分、認定施設B：不要）
- 日本臨床細胞学会細胞診専門医証（認定施設A：1名分、認定施設B：不要）

【2. 学会参加証】

最近3年間（2024年～2026年）の胃癌学会総会参加証（認定施設A：6回分、認定施設B：1回分）

【3. 学会発表】

最近3年間（2024年～2026年）の胃癌学会総会での発表抄録あるいは教育セミナーの受講証（認定施設A：6回分、認定施設B：1回分）

※教育セミナーの受講証は3枚まで使用可能。

※発表抄録は1演題につき必ず3ファイル（抄録集1ページ目（中表紙）、プログラムページ、抄録本文）をアップロードください。

自施設の演題および抄録に必ずマーカーをつけて提出してください。

（第97回・第98回）については冊子がないWEB抄録で開催大会、セッション名、抄録本文が確認できるPDFをアップロードください。

（次ページへ続く）

③必要書類一覧

【3. 学会発表】

抄録アップロードデータ見本

※下記リンクをクリックの上、ご確認ください。

- 抄録冊子 ※第96回：「[中表紙](#)」・「[プログラム](#)」・「[抄録本文](#)」
- WEB抄録 ※第97回・第98回：「[抄録ページ](#)」
- デジタル抄録（PDF）※第98回：「[中表紙](#)」・「[プログラム](#)」・「[抄録本文](#)」

【4. 英文論文】

最近3年間（2023年～2025年）胃癌における英語原著論文の1ページ目（認定施設A：1件分、認定施設B：不要）

※自施設の論文に限ります。（申請時に著者が対象施設に勤務していても、論文の所属が他施設の場合は不可）

※共著のものでも可。症例報告は不可。

※該当著者・施設部分に必ずマーカーをつけて提出してください。

【5. 施設長署名書類】

施設長の署名・押印、申請責任者の署名・押印した書類をアップロードしてください。

※署名部分だけでなく申請内容全ページをアップロードしてください。

施設認定制度申請における胃癌学会総会における業績に関する説明事項

●胃癌学会総会での発表業績について

- ・胃癌学会での発表業績に特別発言（Special Comments）などの抄録が存在しないものや抄録のreviewのないスポンサード講演などは含まない。
- ・胃癌学会での発表業績は、施設の常勤医師（当時でも可）が筆頭で発表したものとする
（筆頭発表者の所属が複数ある場合は、最初に記載された施設が認定申請施設であること）。
- ・胃癌学会会員の発表であることが原則であるが、発表当時会員でなくても、申請時までに入会し、会員番号を取得すれば業績として申請可能である。
- ・発表実績証明のPDFファイルについては1演題につき「1ページ目（中表紙）」「プログラム」「抄録本文」の3ファイルをアップロードしてください。（自施設の演題名、抄録に必ずマーカーをつけてください。）

●胃癌学会総会への出席実績について

- ・胃癌学会総会への出席は常勤医（当時も含む）がその施設の所属で参加した場合を実績として認める（参加証で確認できること）。
- ・胃癌学会会員であることが条件であるが、申請までに会員となり会員番号を取得した場合は実績として認める。

よくある質問 Q&A

Q 胃癌学会会員、各種専門医の在籍は、いつの時点を目指すか？

A 申請時点での有資格者を申請する。専門医認定書を PDF で取り込みアップロードする。

Q 常勤医師とは？

A 原則として各医療機関で定めた医師の勤務時間のすべてを勤務している医師のことで、医療機関が常勤であると認めている者を指す。その基準は施設によって異なる。

Q 胃癌学会総会参加・発表はいつの総会が対象となるか？

A 申請年を含む 3 年分が対象となります（参考：2026年度に申請の場合は、2024年～2026年の 3 年分が対象）。

Q 学会出席は、当時の常勤医（申請時に異動）のものもカウントできるか？

A 申請施設の当時の常勤医の出席もカウントできる。

Q 現在の常勤医の異なる施設勤務時の学術業績もカウントできるか？

A 申請施設からの業績しかカウントできない。学会発表は、筆頭演者の所属が申請施設の場合カウントできる。論文発表は、筆頭著者あるいは共著者の所属が申請施設である場合カウントできる。対象者の所属施設が複数ある場合は、最初に記載された施設が申請施設の場合のみカウントできる。

Q 英語原著論文はいつのものが対象となるか？

A 2023 年、2024 年、2025年に出版されたことが PubMed にて確認できるものを指す。論文の最初のページを PDF にてアップロードする。

Q 診療業績（外科手術・内視鏡切除・化学療法）の対象期間は？

A 2023年 1 月 1 日～2025年 12 月 31 日までに施行あるいは化学療法を開始した症例が対象であり、外科手術は NCD 登録、内視鏡切除と化学療法は全国がん登録（院内がん登録）に登録されているものが対象となる。

よくある質問 Q&A

Q 外科手術の術式は？

A 胃癌に対して行われたリンパ節郭清を伴う幽門側胃切除術、胃全摘術、噴門側胃切除術、残胃癌に対する残胃全摘術に限る。ただし、NCD 登録に術式が登録された症例に限る。

Q 内視鏡切除後に外科手術が追加された場合はどのようにカウントされるか？

A それぞれが、1例としてカウント可能であるが、全国がん登録に登録されていることが必要である。（院内がん登録でも可）

Q 化学療法はどのような場合にカウントされるか？

A 補助化学療法（術前・術後）と切除不能進行再発に対する化学療法が対象となる。外科手術と補助化学療法はそれぞれが1例としてカウントできるが、全国がん登録に登録されていることが必要である。（院内が登録でも可）。ただし、化学療法は初回導入症例に限る（補助化学療法導入や、切除不能再発胃癌における1次治療導入であり、2次治療などの後方治療は含まない。）

Q 補助化学療法と再発後の全身化学療法はそれぞれカウントできるか？

A 同一症例の場合は登録できない。重複癌でそれぞれが全国がん登録に登録されている場合はカウントできる。

Q 症例数の確認はどのように行われるのか？

A 各地域で選抜された認定制度部会員が施設を訪問して確認することがある。

Q 現在認定施設Bで認定をされているが、認定期間中（3年以内）でも認定施設Aの申請を行えるか？
またその場合、「更新申請」と「新規申請」のどちらになるか？

A 申請条件をクリアしていれば、申請いただけます。
ただ審査料（20,000円）、認定料（20,000）は再度必要となります。
認定施設AからBへ申請および認定施設BからAに申請する場合には、「新規申請」となります。

Q 施設代表者、申請責任者が申請時から変更となった場合はどうすればよいか？

A 新しく担当となった方の氏名、ふりかな、連絡先E-mailを認定施設申請事務局までE-mail（jgca-nintei@kwcs.jp）にてご連絡ください。